



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
10月16日 (金)
号 外
第 53 号

目 次

規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県立衛生福祉大学校規則の一部改正…………… 2
- 教育委員会
- 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正…………… 3
- 人事委員会
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正…………… 4
- 企業局
- 栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正…………… 5

規 則

栃木県規則第45号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年10月16日

栃木県知事 福田 富 一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年栃木県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例別表第2の規則で定める事務及び情報） 第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄(1)及び(2)の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報 ア 条例別表第2の1の項右欄(1)の規則で定める情報 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る奨学のための給付金（高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。））に在学する生徒又は学生の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条	（条例別表第2の規則で定める事務及び情報） 第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項右欄(1)及び(2)の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報 ア 条例別表第2の1の項右欄(1)の規則で定める情報 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る奨学のための給付金（高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。））に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第3条第2項第3号

に規定する <u>保護者その他の当該生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者をいう。</u> 第 7 項第 2 号において同じ。) に対する奨学のための給付金をいう。以下同じ。) の支給に関する情報 イ 略 (2)～(6) 略 2～7 略	に規定する <u>保護者等</u> をいう。 第 7 項第 2 号において同じ。) に対する奨学のための給付金をいう。以下同じ。) の支給に関する情報 イ 略 (2)～(6) 略 2～7 略
---	--

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(行政改革 I C T 推進課)

栃木県規則第46号

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 8 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則

第 1 条 栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号中「

割印

」を「」に改める。

第 2 条 栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
(定員及び学級数) 第 3 条 大学校の学生の定員及び学級数は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>1 学年 の定員</th><th>1 学年 の学級 数</th></tr><tr><td rowspan="2">保健看護学部</td><td><u>保 健 専 攻 科</u></td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table> (進級及び卒業の欠格条件) 第17条 学生（保健看護学部<u>保健専攻科</u>及び看護学科に在学する者を除く。次項において同じ。）は、学年を通じての欠席日数が年間授業日数の 3 分の 1 を超えるとき、各学年における取得単位数が大学校長の定める単位に満たないとき又は各学年ごとに大学校長の定める授業科目の単位を取得していないときは、進級又は卒業することができない。 2 略 3 学生（保健看護学部<u>保健専攻科</u>及び看護学科に在学する者に限る。）は、欠席日数が大学校長の定める授業日数の 3 分の 1 を超えるとき又は別表に定める授業科目の単位を取得していないときは、卒業することができない。	学 部	学 科	1 学年 の定員	1 学年 の学級 数	保健看護学部	<u>保 健 専 攻 科</u>	略	略	略			略				(定員及び学級数) 第 3 条 大学校の学生の定員及び学級数は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>1 学年 の定員</th><th>1 学年 の学級 数</th></tr><tr><td rowspan="2">保健看護学部</td><td><u>保 健 学 科</u></td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table> (進級及び卒業の欠格条件) 第17条 学生（保健看護学部<u>保健学科</u> 及び看護学科に在学する者を除く。次項において同じ。）は、学年を通じての欠席日数が年間授業日数の 3 分の 1 を超えるとき、各学年における取得単位数が大学校長の定める単位に満たないとき又は各学年ごとに大学校長の定める授業科目の単位を取得していないときは、進級又は卒業することができない。 2 略 3 学生（保健看護学部<u>保健学科</u> 及び看護学科に在学する者に限る。）は、欠席日数が大学校長の定める授業日数の 3 分の 1 を超えるとき又は別表に定める授業科目の単位を取得していないときは、卒業することができない。	学 部	学 科	1 学年 の定員	1 学年 の学級 数	保健看護学部	<u>保 健 学 科</u>	略	略	略			略			
学 部	学 科	1 学年 の定員	1 学年 の学級 数																												
保健看護学部	<u>保 健 専 攻 科</u>	略	略																												
	略																														
略																															
学 部	学 科	1 学年 の定員	1 学年 の学級 数																												
保健看護学部	<u>保 健 学 科</u>	略	略																												
	略																														
略																															

別表の 1 保健看護学部保健学科の部中「保健学科」を「保健専攻科」に改める。

(その2) 保健看護学部 (保健専攻科に限る。) 用

第 号	卒業証書	氏 名	年 月 日生	右は本校保健看護学部 保健専攻科の課程を 卒業したことを証し 高度専門士と称する ことを認める	年 月 日	栃木県立衛生福祉大学校長 
-----	------	-----	--------	---	-------	---

附 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の栃木県立衛生福祉大学校規則第3条、第17条、別表及び別記様式第10号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に栃木県立衛生福祉大学校（以下「大学校」という。）の保健看護学部保健専攻科に入学する者について適用し、施行日前に大学校の保健看護学部保健学科に入学した者については、なお従前の例による。

(保健福祉課)

教育委員会

令和8年10月16日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(災害応急作業等手当) 第4条 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会と協議して教育委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,440円</u>）とする。 (1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額	(災害応急作業等手当) 第4条 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会と協議して教育委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,080円</u>）とする。 (1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

ア 巡回監視 <u>950円</u> イ 応急作業等 <u>1,440円</u> (2) 前項第 2 号の作業 <u>1,440円</u> (3) 前項第 3 号の作業 <u>950円</u> (4) 前項第 4 号の作業 <u>1,440円</u> を超えない範囲 内において、それぞれの作業に応じて人事委員 会と協議して教育委員会が定める額 3 略	ア 巡回監視 <u>710円</u> イ 応急作業等 <u>1,080円</u> (2) 前項第 2 号の作業 <u>1,080円</u> (3) 前項第 3 号の作業 <u>710円</u> (4) 前項第 4 号の作業 <u>1,080円</u> を超えない範囲 内において、それぞれの作業に応じて人事委員 会と協議して教育委員会が定める額 3 略
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(教育政策課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第23号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年10月16日

栃木県人事委員会委員長 茂 呂 和 巳

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(警察職員の特殊勤務手当) 第 7 条 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。 (1)～(10) 略 (11) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う次に掲げる作業 1 日につき <u>1,120円</u> （大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,440円</u> ） ア～ウ 略 (12)～(25) 略 2 略 (警察職員の特殊勤務手当の特例) 第 7 条の 2 東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため警察職員が前条第 1 項第11号に掲げる作業に引き続き 5 日以上従事した場合における当該作業に係る警察職員の特殊勤務手当の額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による額に <u>1,120円</u> （大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,440円</u> ）を加算した額とする。	(警察職員の特殊勤務手当) 第 7 条 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。 (1)～(10) 略 (11) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う次に掲げる作業 1 日につき <u>840円</u> （大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,080円</u> ） ア～ウ 略 (12)～(25) 略 2 略 (警察職員の特殊勤務手当の特例) 第 7 条の 2 東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため警察職員が前条第 1 項第11号に掲げる作業に引き続き 5 日以上従事した場合における当該作業に係る警察職員の特殊勤務手当の額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による額に <u>840円</u> （大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,080円</u> ）を加算した額とする。

(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第25条 略

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円）とする。

(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

ア 巡回監視 950円

イ 応急作業等 1,440円

(2) 前項第2号の作業 1,440円

(3) 前項第3号の作業 950円

(4) 前項第4号の作業 1,440円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額

3 略

(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第25条 略

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。

(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

ア 巡回監視 710円

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 1,080円

(3) 前項第3号の作業 710円

(4) 前項第4号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額

3 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 新規則第7条及び第7条の2の規定を適用する場合においては、改正前の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第7条及び第7条の2の規定に基づいて支給された警察職員の特殊勤務手当は、新規則第7条及び第7条の2の規定による警察職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第4号

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年10月16日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員給与規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第4（第4条関係）			別表第4（第4条関係）		
種 類	支給を受ける者の範囲	手 当 の 額	種 類	支給を受ける者の範囲	手 当 の 額
略			略		
危険手当	略	略	危険手当	略	略
	異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において作業に従事した	1日 <u>2,880円</u> 以内		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において作業に従事した	1日 <u>2,160円</u> 以内

	職員			職員	
注 略			注 略		

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の栃木県企業局企業職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新規程別表第 4 の規定を適用する場合においては、改正前の栃木県企業局企業職員給与規程別表第 4 の規定に基づいて支給された危険手当は、新規程別表第 4 の規定による危険手当の内払とみなす。

（経営企画課）